13940173	府川　洋輔	死　亡
13980229	福田　哲也	自己都合
13990246	山﨑　正鎭	〃
14110140	島倉恵美子	〃
14820657	千葉　茂志	死　亡
15080037	森　孝雄	自己都合
15960005	筒井　信隆	〃
21080032	森川　裕文	〃
21820044	池田　康藏	〃
22120029	竹田　篤史	〃
23070043	中嶋　健一	〃
23830470	吉田時次郎	死　亡
23840018	村上　健三	自己都合
26960018	上嶋　義彦	死　亡
27020049	田辺　和人	取消処分
27020173	矢野　智也	自己都合
27070072	岡本　芳之	〃
27830429	三田　順一	〃
27930015	渡辺　健児	取消処分
27930073	久保田　稔	〃
27960051	高田　憲一	〃
27970037	上田　精一	自己都合
28030088	大深久美夫	〃
28060037	杉本　理香	〃
28820731	広島　保	〃
29060004	中本　拓	死　亡
32830039	藤田冨士夫	〃
33070022	三宅　恵実	自己都合
34140006	川上　司	〃
34940013	瀬尾　幸一	〃
35030008	縄田　京子	〃
37070008	服部　勲	〃
37090010	武田　康裕	〃
37100010	蘆原よしの	〃
38120002	木下　一志	〃
42040009	岡山　英司	〃

社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の５の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

平成26年４月30日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏　名
平成26年３月15日付	
17050012	加納　久光
38070004	上甲　高広
平成26年４月１日付	
01070046	小池のぞみ
01130020	大上　幸洋
04120013	中島　文之
07120003	齋藤　俊之
07120014	秋本　浩志
07120016	管野　泰寛
09120009	武田　靖
09120019	馬場　成之
10100011	荒畑　大治
10110001	髙橋富美彦
10120008	田村　健
10120024	掛川　正美
11080095	中澤　正和
11120023	金田　幸裕
12080040	川﨑美嘉子
12110181	島村　文男
12890018	小泉　雅史
13020021	坂本　忠
13040423	野沢　元
13090055	原田　晶子
13090284	根來　隆元
13110455	池田　夏琴
13120222	山本　健次
13120289	鈴木　義紀
13120384	菊地　良夫
13120405	小柴　彰夫
13120451	高橋　謙一
13120489	星野　浩幸
13120611	髙野　光英
13130279	松本　聖子
13890158	網　繁
13960011	髙野　美佳
14070091	曾根伸一郎
14110015	大片　晴子
14120042	飯島　稔久
14120066	長谷川　淳
14130008	西野　基之
14130035	清水　三洋
14130050	田中　宏二
14130079	森下　恒夫
19050011	松田　朋子
19100004	若月　幹雄
20030015	葛田　正幸
20110027	竹中　淑子
21070038	関谷　守彦
22120046	一木　伸充
23110123	中山　敦彦
23130053	渡部　照佳
25080022	冨江　正実
26120011	島田由紀美
27060181	髙田　文章
27070080	中川　育彦
27080023	塩田　耕三
27110066	岩井　雅廣
27110209	中村伊知郎
27110219	信根　達也
27120114	吉田　均
27120156	田中　善久
27120164	英　嘉明
27120167	杉山　一敏
27120168	冨田　弘隆
27120169	髙田　智嗣
27120194	島田　崇
27120201	吉村　俊彦
27120221	内田　亮一
28120069	高本　亨
28120092	八杉　徹
28130004	藤原　孝枝
28140018	峯　弘樹
34080036	小林　泉
36110005	吉田　真美
38120018	岡本　愛子
40080002	松林　輝樹
40120055	津原健太郎
43110014	田畑和佳子
45100008	金丸　秀一
45120010	熱田　潮

個人型年金規約の一部を変更する規約

平成26年４月30日　　国民年金基金連合会　理事長　永原　義之

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

第６条第８項中「同法第89条」を「同法第89条第１項」に改める。

第30条第１項中「同法第89条」を「同法第89条第１項」に改め、同条第２項第２号を次のように改める。

二　削除

第30条第３項第５号ハ中「国民年金法第89条第３号」を「国民年金法第89条第１項第３号」に改め、同条第４項第１号ロ中「国民年金法第89条第３号」を「国民年金法第89条第１項第３号」に改め、同項第２号ニ中「厚生年金基金、」を削り、同号ヘ中「（昭和28年法律第245号）」を削る。

第30条の２中「厚生年金基金、」を削り、「厚生年金保険法第149条第１項」を「確定給付企業年金法第91条の２第１項」に改める。

第36条第１項第６号中「国民年金法第89条」を「国民年金法第89条第１項」に改める。

第56条第３項及び第59条第１項第１号ヘ中「国民年金法第89条第３号」を「国民年金法第89条第１項第３号」に改める。

第63条第１項第12号中「厚生年金基金、」を削り、同項第13号イを次のように改める。

イ　削除

第69条第１項中「厚生年金基金」を「確定給付企業年金」に改める。

第71条中「同法第89条」を「同法第89条第１項」に改める。

第82条第１項第１号中「国民年金法第89条」を「国民年金法第89条第１項」に改める。

第99条第９号中「厚生年金基金、」を削る。

第133条第２項第２号ハ⑴を次のように改める。

⑴　削除

第156条第12号中「厚生年金基金、」を削り、同条第13号イを次のように改める。

イ　削除

第166条の２第１項第１号を次のように改める。

一　削除

第166条の２第１項第２号中「確定給付企業年金法第117条の２第１項」を「確定給付企業年金法第82条の３第１項」に改め、同項第３号を次のように改める。

三　削除

第166条の２第１項第４号中「確定給付企業年金法第117条の３第１項」を「確定給付企業年金法第91条の27第１項」に改め、同条第３項第１号中「第１項第１号及び第２号」を「第１項第２号」に改め、同号イ中「厚生年金基金の加入員又は」を削り、同項第２号中「第１項第３号及び第４号」を「第１項第４号」に改め、「年金給付等積立金又は」を削る。

附　則（平成26年４月30日公告）

（施行期日）

第１条　この規約は、平成26年４月１日から施行する。

（存続厚生年金基金に係る改正前規約の効力等）

第２条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第３条第11号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）については、この規約による改正前の個人型年金規約（以下「旧規約」という）第30条第２項第２号、第63条第１項第13号、第133条第２項第２号及び第156条第13号、第166条の２第１項第１号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第30条第２項第２号中「厚生年金基金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第３条第11号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）」と、第63条第１項第13号イ、第133条第２項第２号ハ及び第156条第13号イ中「厚生年金基金」とあるのは「存続厚生年金基金」と、第166条